

2. 経営の安定化を図りたい

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の

改善・開発面の支援

販売・取引面の支援

滋賀県中小企業振興資金融資制度

(詳細については、各申込先、県中小企業支援課または取扱金融機関にお尋ねください。)

No.	資金名	資金用途	融資対象者
1	経営支援資金 (しえん)	小規模企業者特別枠 (責任共有制度対象外) [小口零細企業保証制度対応]	設備 小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金 次はすべてに該当する者 ①原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者 ②融資申込額を含めて保証協会の保証債務残高が2,000万円以内の者
		小規模企業者枠	設備 小規模企業者が、経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金 原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模企業者
		一般枠	設備 経営の合理化、体質改善等を図るために必要な資金 ①中小企業者であって、原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者 ②協同組合等および中小企業者の組織する会社
2	セーフティネット資金 (しんらい)	新規枠 (責任共有制度対象外) [一部危機関連保証制度対応]	設備 次は該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までまたは第6号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者)
		一部危機関連保証制度対応	設備 次は該当する中小企業者、協同組合等 ・中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者(危機関連保証利用者)
		新規枠	設備 不況による売上げ等の減少および取引先の倒産等に対処して、経営の安定を図るために必要な資金 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号までのいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経営状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって知事が別に定める経営環境の悪化要因により、経営の安定に支障が生じている者 ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者
		新規枠	運転 同上
2	セーフティネット資金 (しんらい)	借換枠 (責任共有制度対象外) [一部危機関連保証制度対応]	借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り。) 次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けた者(危機関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(責任共有制度対象保証および流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者
		借換枠	借換 同上
		借換枠	借換 次のすべてに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号または第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けた者(経営安定関連保証利用者) ②保証協会保証付融資(流動資産担保保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれる者
3	緊急経済対策資金 (きんきゅう)	新規枠	設備 経済環境の悪化に伴う売上等の減少に対処して、経営の安定を図るために必要な資金 セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者でない者であって、次の①から③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の者に限る)、協同組合等 ①直近3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年と比べて5%以上減少している者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同期と比べて10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは、加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者
		借換枠	借換 既往借入金の返済負担を軽減し、資金繰りを円滑化するために必要な資金(借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限り。) セーフティネット資金(借換枠)の融資対象者でない者であり、かつ、保証協会保証付融資(一部保証付融資を除く)の残高を有し、その借入金の返済負担に窮している者で本資金による借換を行うことで、計画的な返済により経営の改善が見込まれるものであって、緊急経済対策資金(新規枠)の融資対象者の①から③のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等
		借換枠	借換 同上

2. 経営の安定化を図りたい

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の

改善・開発面の支援

販売・取引面の支援

融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
設備資金、運転資金あわせて 1,000万円 (既存の保証協会保証付融資残高 を含めて2,000万円以内)	年1.25%	年0.50%~1.20% (県制度融資保証料率 ③をご参照ください)	7年(1年)	保証協会保証付	各商工会議所、各商工会
			5年(6か月)		
設備資金、運転資金あわせて 1,500万円 (旧小規模企業者経営安定資金の 融資残高含む)	年1.45%	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率 ②をご参照ください)	7年(1年)	原則 保証協会保証付	
			5年(6か月)		
所要資金の70%以内で 3,000万円 (旧組織強化育成資金の融資残高 含む)	年1.50%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率 ①をご参照ください)	7年(1年)	金融機関所定	融資対象者①については 各商工会議所、各商工会 融資対象者②については 中小企業団体中央会
2,000万円 (旧組織強化育成資金の融資残高 含む)			5年(6か月)		
8,000万円 なお、左記中小企業信用保険法第 2条第5項第1号の場合、再生手 続開始申立等事業者に対する関連 債権額の範囲内(旧経済変動対策 資金の融資残高含む) ※セーフティネット資金は、一般 保証とは別枠で利用できます (新規枠融資対象者②③を除く)。	年1.00% (保証必須)	年0.85%	10年(2年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			7年(1年)		
			10年(2年)		
			10年(2年) 融資対象者②の場合 は別途定める		
2億円 (増額分を含む) (旧経営安定借換資金の融資残高 含む) ※セーフティネット資金は、一般 保証とは別枠で利用できます。	年1.50% (保証必須)	年0.85%	7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			10年(2年)		
			7年(1年)		
			10年(2年) 5号認定を受けた者		
5,000万円	年1.25% (保証必須)	年0.45%~1.20% (県融資制度保証料率 ②をご参照ください)	7年(1年)	保証協会保証付	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
			10年(2年)		
8,000万円 (増額分を含む)	年1.50% (保証必須)		10年(2年)		

2. 経営の安定化を図りたい

No.	資金名	資金用途	融資対象者	
4	事業継続・新事業促進枠	本文の67ページ参照		
	事業承継枠	本文の68ページ参照		
	SDGs推進企業応援枠	設備	社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者等が事業の拡大を図るために必要な資金	SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者等で、当該分野においてさらなる事業の拡大を図る中小企業者等 【社会的課題の解決に資する産業分野】 ①環境・エネルギー事業 ②医療・介護・健康関連事業 ③クリエイティブ事業 ④観光事業 ⑤防災対策事業 ⑥雇用支援・人材育成事業 ⑦保育・育児事業
		運転		
	経営力強化枠 (一部責任共有制度対象外)	設備	事業計画の実施に必要な資金 (借換対象資金は元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されているものに限りま)	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者等 ※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した中小企業の経営支援を行う専門機関です(中小企業支援機関、金融機関、税理士等)。 認定経営革新等支援機関の一覧は中小企業庁ホームページでご覧いただけます。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/index.htm
		借換		
再生支援枠	中小企業再生支援協議会の支援等により策定された経営改善計画に基づいた事業に必要な資金	次のいずれかに該当する者 ①滋賀県中小企業再生支援協議会による経営改善計画の策定支援を受け、今後の企業再生が見込まれる者 ②金融機関による経営改善計画の策定支援を受け、滋賀県信用保証協会経営サポート会議において、今後の企業再生が見込まれると判断された者※計画策定が完了していること		
省エネ・再生可能エネルギー枠	本文の69ページ参照			
5	短期事業資金 (たんき)	通常枠	仕入れ、代金決済等に必要運転資金 中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下である者)および協同組合等	
		手形・電子記録債権割引枠	親事業者から下請代金として受け取った手形または電子記録債権の割引資金 滋賀県産業支援プラザに受注企業として登録している下請中小企業者	
6	開業資金(かいぎょう)	本文の8~10ページ参照		

◆責任共有制度対象外：信用保証協会の保証割合は100%です。

資金名の欄に(責任共有制度対象外)の表示がない資金は、責任共有制度の対象となります。

責任共有制度とは、中小企業者が保証付き融資を受ける際に保証協会と金融機関が適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を期待するものです(保証協会の保証割合は80%です)。

◆各資金・枠ごとの利用回数について

同一年度内の各資金の利用回数は、原則として枠ごとに設備資金、運転資金それぞれ1回です。

ただし、セーフティネット資金のうちセーフティネット保証第5項第5号および第6項認定者、政策推進資金(省エネ・再生可能エネルギー枠を除く)ならびに短期事業資金は同一年度内に複数回利用可能です。

2. 経営の安定化を図りたい

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の

改善・開発面の支援

販売・取引面の支援

融資限度額	融資利率 (保証あり・なし同一)	信用保証料率	融資期間 (据置)	担保・保証	申込先
1億円 (旧特定産業枠・特定産業振興資金の融資残高含む)	年1.25%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	10年(2年) 5年(1年)	金融機関所定	中小企業団体中央会 各商工会議所、各商工会
8,000万円	年1.25%	年0.45%~1.15% (責任共有制度対象の場合、県制度保証料率④、対象外の場合、県制度保証料率⑤をご参照ください)	7年(1年) 5年(1年)	保証協会保証付	取扱金融機関
2億円	年1.50%		10年(1年)		
1億円 (旧中小企業再生支援資金の融資残高含む)	金融機関所定 (保証必須)	年0.37%~1.82% (県融資制度保証料率①から一律0.08%引き)	10年(2年) 特に必要と認める場合は 15年(2年)	保証協会保証付	取扱金融機関
1,500万円	年2.20%	年0.45%~1.90% (県融資制度保証料率①をご参照ください)	1年	金融機関所定	取扱金融機関
1,500万円			割引期間150日以内		

◆ 保証料率体系 I 一部の資金について、県の保証料補助および保証協会の協力により保証料率を軽減しています。(年率・%)

カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9
県融資制度保証料率①	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率②	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45
県融資制度保証料率③	1.20	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50
県融資制度保証料率④	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.80	0.60	0.45	0.45
県融資制度保証料率⑤	1.15	1.10	1.05	1.00	0.95	0.90	0.70	0.50	0.50
県融資制度保証料率⑥	1.84	1.67	1.50	1.33	1.11	0.90	0.73	0.56	0.39
県融資制度保証料率⑦	1.40	1.25	1.05	0.85	0.65	0.50	0.30	0.10	0.00
県融資制度保証料率⑧	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.45	0.40	0.30	0.20

※ ②~⑧は、軽減した保証料率です。利用者負担額は、正規の保証料から軽減額を差し引いた額になります。

※ 有担保の場合、0.02%~0.1%の割引があります(一部融資制度を除く)。

※ セーフティネット資金等一部の融資制度では、上記体系によらず、固定料率が適用されるものがあります。